



平成19年 3 月28日 開会

平成19年 3 月28日 閉会

平成19年 3 月臨時会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成19年3月臨時会会議録目次

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の招集について……………	1
議案の送付について……………	3
岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会への付議事件の追加について……………	5
議案の送付について……………	6
岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会への付議事件の追加について……………	7
議案の送付について……………	8
岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について……………	9
平成19年3月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程(第1号)……………	10
本日の会議に付した事件……………	10
平成19年3月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会追加議事日程(第1号の追加1)……………	10
本日の会議に付した事件……………	12
岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則……………	13
岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例……………	31
出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名……………	35
説明のため出席した者の職氏名……………	35
職務のため出席した書記長・書記の職氏名……………	35
事務局長(臨時議長紹介)……………	36
・ 臨時議長(西山 宣治君 あいさつ 開会宣言)……………	36
日程第1 仮議席の指定……………	36
日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合長あいさつ……………	36
広域連合長 竹内 洋二君(あいさつ)……………	36
日程第3 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙……………	37
・ 中村 勝行君(議長当選あいさつ)……………	38
日程第1 発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則」 発議第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」……………	38
採 決……………	39
日程第2 議席の指定……………	39
日程第3 会議録署名議員の指名……………	40
日程第4 会期の決定……………	40
日程第5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙……………	40
・ 西山 宣治君(副議長当選あいさつ)……………	41
日程第6 議案第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」……………	41
広域連合長 竹内 洋二君(提案説明)……………	41
採 決……………	42
・ 副広域連合長 重森 計己君(あいさつ)……………	42
日程第7 議案第2号～議案第13号……………	42
事務局長 猶村 勲君(提案説明)……………	43
採 決……………	45

日程第 8	議案第 14 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）」	45
採	事務局長 猶村 勲君（提案説明）	45
決		47
日程第 9	議案第 15 号～議案第 31 号	47
採	事務局長 猶村 勲君（提案説明）	47
決		49
日程第 10	議案第 32 号「平成 18 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」	49
採	事務局長 猶村 勲君（提案説明）	49
決		50
日程第 11	議案第 33 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」	51
採	事務局長 猶村 勲君（提案説明）	51
決	・ 1 番 田辺 昭夫君	53
採	事務局長 猶村 勲君	54
決	・ 1 番 田辺 昭夫君	55
採	事務局長 猶村 勲君	55
決		55
日程第 12	議案第 34 号「岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」	56
採	事務局長 猶村 勲君（提案説明）	56
決	・ 1 番 田辺 昭夫君	57
採	事務局長 猶村 勲君	58
決	・ 1 番 田辺 昭夫君	59
採	事務局長 猶村 勲君	59
決		60
日程第 13	議案第 35 号「岡山県市町村総合事務組合への加入について」	60
採	事務局長 猶村 勲君	60
決		61
日程第 14	議案第 36 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」	61
採	広域連合長 竹内 洋二君（提案説明）	61
決		62
日程第 15	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙	62
閉会宣言		63
会議録署名議員		64

岡 広 総 第 7 2 号
平成19年3月16日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第3号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第3号
平成19年3月16日

平成19年3月28日（水曜日）午後2時30分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

付議事件

- 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙
- 岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則
- 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙
- 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣

誓に関する条例)

- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
- 岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出する次の議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例）
- 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例）
- 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例）
- 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例）
- 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例）
- 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例）
- 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例）
- 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）

- 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
- 議案第15号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例
- 議案第16号 岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
- 議案第17号 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
- 議案第18号 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 議案第19号 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議案第20号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
- 議案第21号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例
- 議案第22号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 議案第23号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 議案第24号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 議案第25号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
- 議案第26号 岡山県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例
- 議案第27号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 議案第28号 岡山県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例
- 議案第29号 岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例
- 議案第30号 岡山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例
- 議案第31号 岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第33号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第34号 岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

岡 広 総 第 8 2 号
平成19年3月21日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会への付議事件の追加について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第4号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第4号
平成19年3月21日

平成19年3月28日招集の岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に付議する事件を、次のとおり追加する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

追加する付議事件

○岡山県市町村総合事務組合への加入について

岡 広 総 第 8 3 号
平成19年3月21日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出する次の議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第35号 岡山県市町村総合事務組合への加入について

岡 広 総 第 9 0 号
平成19年3月28日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会への付議事件の追加について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第5号の写しを添えてお知らせします

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第5号
平成19年3月28日

平成19年3月28日招集の岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に付議する事件を、次のとおり追加する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

追加する付議事件

- 岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例
- 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡 広 総 第 9 1 号
平成19年3月28日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出する次の議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第36号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任したいから、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
岡山市十日市中町 5 - 15	広瀬 慶隆	昭和 20 年 3 月 30 日
英田郡西栗倉村大字長尾 1337	道上 正寿	昭和 25 年 5 月 5 日

平成 19 年 3 月 28 日提出

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹内 洋二

平成19年3月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程
(第1号)

平成19年3月28日(水) 午後2時30分開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 岡山県後期高齢者医療広域連合長あいさつ
- 日程第 3 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年3月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会追加議事日程
(第1号の追加1)

平成19年3月28日(水) 午後2時30分開議

- 日程第 1 発議第 1号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議規則
- 発議第 2号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙
- 日程第 6 議案第 1号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 7 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例)
- 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例)
- 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例)
- 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)
- 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)
- 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例)

- 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例）
- 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）
- 日程第 8 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
- 日程第 9 議案第 15 号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例
- 議案第 16 号 岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
- 議案第 17 号 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
- 議案第 18 号 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 議案第 19 号 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議案第 20 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
- 議案第 21 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例
- 議案第 22 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 議案第 23 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 議案第 24 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 議案第 25 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
- 議案第 26 号 岡山県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例
- 議案第 27 号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 議案第 28 号 岡山県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例
- 議案第 29 号 岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例
- 議案第 30 号 岡山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例
- 議案第 31 号 岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第32号 平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第33号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 議案第34号 岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 日程第13 議案第35号 岡山県市町村総合事務組合への加入について
- 日程第14 議案第36号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第15 岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

上記の議案を、別紙のとおり提出します。

平成19年3月28日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 殿

提出者 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 伊達 巖 男 ㊟

賛成者 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 辻 田 勝 之 ㊟

(提出の理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第120条の規定により、議会の会議規則を制定するものです。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 会議録（第78条—第82条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第83条—第87条）
- 第2節 審査（第88条—第103条）
- 第3節 秘密会（第104条・第105条）
- 第4節 発言（第106条—第117条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第118条・第119条）
- 第6節 表決（第120条—第130条）

第3章 請願（第131条—第137条）

第4章 辞職及び資格の決定（第138条—第142条）

第5章 規律（第143条—第151条）

第6章 懲罰（第152条—第157条）

第7章 議員の派遣（第158条）

第8章 補則（第159条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、最初の会議において、議長が定める。

2 欠員により新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 会議の開始は、口頭又は号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の

住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

（議案の提出）

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

（日程の作成及び配布）

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を

開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第133条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、特別委員会に係る議案は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対して、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また、同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、第37条第1項又は前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることが

できる。

- 2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手又は起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上挙手又は起立して発言を求めたときは、議長は、先に挙手又は起立した者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、広域連合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 広域連合長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第78条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した書記長及び書記の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音した反訳によって記載する。

(会議録の配布)

第79条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第81条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第82条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第83条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第85条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第86条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が会議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第87条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第88条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第92条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第94条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第95条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第96条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第97条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員の派遣)

第98条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣証人要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第99条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第100条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第101条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第102条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第103条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第104条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第105条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第106条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第107条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第108条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第110条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第111条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第112条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第113条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第114条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第115条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第116条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第117条 広域連合長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第118条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第120条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第121条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第123条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第124条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第125条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第126条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第127条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第128条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第130条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。
- 4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第132条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第133条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、議長が特に必要があると認めるときは、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

- 2 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第134条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第135条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

- 2 採択すべきものと決定した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第136条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第137条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第138条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければ

ばならない。

(議員の辞職)

第139条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第140条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第141条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第142条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第143条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第144条 議場又は委員会室の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第145条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第146条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第147条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第148条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第149条 議場又は委員会室の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第150条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第151条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第152条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第105条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第153条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第154条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第155条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第156条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第157条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第158条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第159条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第112条の規定により提出します。

平成19年3月28日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 殿

提出者 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 伊達 巖 男 ⑩

賛成者 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 辻 田 勝 之 ⑩

（提出の理由）

地方自治法第292条の規定において準用する同法第111条の規定により、委員会の設置に関し必要な事項を定めるものです。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例

(特別委員会の設置)

第1条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第2条 議会の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

(委員の選任)

第3条 特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

(委員長及び副委員長)

第4条 特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第5条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第6条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第7条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第8条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第9条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第13条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第14条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第16条 委員会は、審査又は調査のため、広域連合長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第17条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手續)

第18条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第19条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申出なければならない。

(公述人の決定)

第20条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第21条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第22条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第24条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第25条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	田 辺 昭 夫	出席		9	石 垣 正 夫	出席	
2	中 村 勝 行	〃		10	立 岡 脩 二	〃	
3	山 本 健 三	〃		11	古 市 健 三	欠席	
4	伊 達 嚴 男	〃		12	奥 村 忠 夫	出席	
5	辻 田 勝 之	〃		13	佐 藤 友 彦	〃	
6	西 山 宣 治	〃		14	道 上 正 寿	〃	
7	秋 岡 毅	〃		15	山 野 通 彦	〃	
8	荒 嶋 龍 一	〃					

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	竹 内 洋 二	総務課長	池 田 敏 雄
副広域連合長	重 森 計 己	業務課長	清 水 嘉 浩
事務局長	猶 村 勲		

職務のため出席した書記長・書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	梅 田 裕 之	書 記	橋 本 典 男
書 記	藤 澤 正 治	書 記	佐 藤 誠 治

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○事務局長（猶村 勲君）

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

改めまして事務局長の猶村です。本臨時会は、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、年長の議員は西山宣治議員でありますので御紹介します。

西山議員、議長席に御着席をお願いします。

午後2時20分 開会

○臨時議長（西山 宣治君）〔議長席 着席〕

皆さんこんにちは。御紹介いただきました西山でございます。

慣例によりまして臨時議長ということで、新議長を選出するまでの皆さん方の御協力をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人です。古市議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成19年3月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（西山 宣治君）

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

仮議席一覧表

1	田 辺 昭 夫	9	石 垣 正 夫
2	中 村 勝 行	10	立 岡 脩 二
3	山 本 健 三	11	古 市 健 三
4	伊 達 嚴 男	12	奥 村 忠 夫
5	辻 田 勝 之	13	佐 藤 友 彦
6	西 山 宣 治	14	道 上 正 寿
7	秋 岡 毅	15	山 野 通 彦
8	荒 嶋 龍 一		

日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合長あいさつ

○臨時議長（西山 宣治君）

日程第2、「岡山県後期高齢者医療広域連合長あいさつ」。

○広域連合長（竹内 洋二君）〔登壇〕

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年度末で何かと御多用なところ御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国の医療制度は、すべての人が法的な医療保険制度に加入して、だれもが安心して医療を受けることのできる制度を採用しております。しかしその一方で、医療費は増加傾向にあり、医療保険制度を将来にわたって安定的に維持していくためには、制度全般にわたる構造改革が大きな課題となっております。こうした状況の中で、平成 18 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者医療確保法の施行の準備のために、平成 18 年度末までに、県下全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設立することとされました。この高齢者医療確保法は、現行の老人保健法を改正し平成 20 年 4 月から施行することとされており、75 歳以上の高齢者を被保険者として、保険料の徴収は市町村が行い、財政運営は広域連合が行うこととされております。これにより、本県におきましても、2 月 1 日に広域連合を設立した次第でございます。

私ども執行部といたしましては、この高齢者医療確保法の趣旨にのっとりまして、住民の皆様福祉の増進と健康の向上に努めてまいり所存でございますので、御支援、御協力のほど賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、副広域連合長の選任同意を初めとして、多数の議案を提出させていただいております。よろしく御審議の上、それぞれ適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。〔降壇〕

日程第 3 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

○臨時議長（西山 宣治君）

それでは、日程第 3、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西山 宣治君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西山 宣治君）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することと決しました。

それでは、指名いたします。

議長に中村勝行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中村勝行議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西山 宣治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村勝行議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村勝行議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

中村勝行君、登壇、ごあいさつをお願いいたします。

○2番（中村 勝行君）〔登壇〕

謹んで一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙によりまして、この岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長という大変重要な要職につくことになりまして、まことに光栄に存するとともに、その責任の重さを痛感いたしております。

広域連合は、平成20年4月から新たに施行される後期高齢者医療の事務を担うべく設置されたものであり、円滑な議会運営を通じて住民の負託にこたえるよう、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

どうか何とぞ皆様方の御指導、御協力を賜りますように心からお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。〔降壇〕

○臨時議長（西山 宣治君）

ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務を終わります。

それでは中村勝行議長、議長席の方にお着きをお願いいたします。

御協力ありがとうございました。〔議長席 離席〕

○議長（中村 勝行君）〔議長席 着席〕

日程第1 発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議規則」
発議第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」

○議長（中村 勝行君）

それでは、日程第1、発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議規則」と発議第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」を一括議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号及び発議第2号は、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

発議第1号及び発議第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、発議第1号及び発議第2号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議席の指定

○議長（中村 勝行君）

日程第2、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま御着席のとおりを指定いたします。

議席一覧表

1	田 辺 昭 夫	9	石 垣 正 夫
2	中 村 勝 行	10	立 岡 脩 二
3	山 本 健 三	11	古 市 健 三
4	伊 達 嚴 男	12	奥 村 忠 夫
5	辻 田 勝 之	13	佐 藤 友 彦
6	西 山 宣 治	14	道 上 正 寿
7	秋 岡 毅	15	山 野 通 彦
8	荒 嶋 龍 一		

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（中村 勝行君）

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、1番、田辺昭夫議員、3番、山本健三議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（中村 勝行君）

日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第5、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。

副議長に西山宣治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました西山宣治議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました西山宣治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西山宣治議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

西山宣治議員、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（西山 宣治君）〔登壇〕

皆様に御推挙いただきまして、副議長という職を拝任いたしまして大変光栄に思っております。

もとよりその任ではございませんが、議長を補佐して副議長の任を精いっぱい勤めさせていただきますので、今後とも何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げまして、甚だ措辞ではございますが、就任のごあいさつにさせていただきます。よろしく願います。

ありがとうございました。〔降壇〕

日程第 6 議案第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 6、議案第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（竹内 洋二君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。この件につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして、2 人を置くこと、第 12 条第 4 項におきまして、広域連合長が議会の同意を得て関係市町村の長のうちからこれを選任するとされております。この規定に基づきまして、笠岡市長の高木直矢氏と吉備中央町長の重森計己氏を選任いたしたく、提案させていただくものでございます。

両氏とも豊富な行政経験を持ち、人格、識見ともに高潔で、広域連合の副広域連合長として適任と存じますので、選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 1 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。
議案第1号について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。
これより、討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。
これより、議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。
ここで10分間休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（中村 勝行君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際、重森副広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを許可します。
重森副広域連合長。

○副広域連合長（重森 計己君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思いま
す。

先ほど選任同意をいただく中で、副広域連合長という大役を仰せつかりました重森でござ
います。連合長を補佐しながら、精いっぱい頑張ってまいりたいと思えます。

初めての連合体ということでもあります。課題も多かろうかと思えますが、議員の皆さんの
いろいろ御協力なり、また御指導をいただきながら無事に大役を果たしていきたいと思
います。よろしくお願いをいたします。

一言、ごあいさつとさせていただきます。

日程第7 議案第2号～議案第13号

○議長（中村 勝行君）

それでは、次は日程第7、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例）」から議案第13号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）」までの議案12件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいま一括上程されました専決処分の承認について御説明申し上げます。

去る2月1日の広域連合の設立に際しまして、当面必要不可欠なものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいた条例でございます。同条第3項の規定によりまして御報告し、御承認をお願いするものであります。承認をお願いするものは議案第2号から議案第13号までの12件であります。順次御説明させていただきます。

議案第2号は、岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の専決処分について御承認をお願いするものです。3枚目、本文条例をごらんいただければと思いますが、第1条におきまして、各市町村と同様に、日曜日及び土曜日、それから祝日法に定める休日、12月29日から1月3日までの日を休日とし、執務は原則として行わないということをお定めております。第2条におきましては、期限が休日に当たる場合の期限の特例についてお定めております。

議案第3号は、公告式条例です。この条例の趣旨でございますが、地方自治法第16条の規定に基づきまして、条例等の公布・公表について必要な事項を定めるものでございます。公布・公表に当たっての掲示板につきましては、第2条第2項におきまして、広域連合事務所の掲示場と定めてございます。

議案第4号は、監査委員条例です。この条例は、広域連合の監査委員について定めるものです。第2条で、監査及び検査を行う場合、あらかじめ期日を定めて相手方に通知することを定めております。第3条で、公表・告示について定めてございます。

議案第5号は、事務局設置条例です。この条例は、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置することをうたっております。

議案第6号は、職員定数条例です。この条例は、事務局の臨時的職員を除く一般職員の定数について定めたもので、第2条第1項第1号で、広域連合長の事務部局の職員は22人、2号において議会の事務部局の職員6人、3号で選挙管理委員会の事務部局の職員同じく6人、監査委員の事務部局の職員6人を4号で定めております。第2項で、兼務について定めをさせていただいております。

議案第7号は、職員のサービスの宣誓に関する条例です。この条例は、地方公務員法第31条の「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない」という規定に基づきまして、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めたものでございます。第2条におきまして、新たに職員となった者は宣誓書に署名しなければ職務を行ってはならないと定めてございまして、私ども職員は、2月1日、設立日に署名を行っております。

議案第8号は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例です。この条例は、地方公務員法第35条の職務に専念する義務の特例として、第2条で研修を受ける場合など、

免除する事項を定めてございます。

議案第9号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例です。この条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものでございまして、第2条で週40時間の勤務、第12条で休暇としては年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇とすることなどを定めてございます。

議案第10号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例です。この条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づきまして、公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関して必要な事項を定めるものでございます。なお、後ほど議案第35号の議題になりますが、岡山県市町村総合事務組合の加入が成立しますと、この条例は廃止の手続をさせていただくことになります。

議案第11号は、特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例でございます。特別職の職員の報酬は別表第1、51ページにありますけれども、年額または日額で定めてございます。また費用弁償につきましては、公務で旅行するときは旅費等を支給するという規定を設けてございます。

議案第12号は、派遣職員の手当に関する条例でございます。派遣職員については、給料等の給与は派遣元の規定により支給されるということですが、正規の勤務時間外の手当である時間外勤務手当、あるいは休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当は広域連合で支給するため、これらを規定しているものでございます。

議案第13号は、職員等の旅費に関する条例です。この条例は、地方自治法第204条の第3項の規定に基づきまして、公務のために旅行する職員に支給する旅費について必要な事項を定めてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第13号までの議案12件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第2号から議案第13号までの議案12件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第2号から議案第13号までの議案12件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第13号までの議案12件については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第8、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第14号は、平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算について専決処分の承認をお願いするものでございます。予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。第1条第1項で「歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,559万4,000円と定める」、第2項で「歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による」としております。この第1表は、2ページでございますけれども、内訳につきましては3ページ以降の予算説明書により説明させていただきます。

飛びますが、6ページをお願いいたします。6ページは歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目事務費負担金1,833万5,000円。第1節事務費負担金として同額でございます。この事務費負担金のうち、1,583万5,000円は、各市町村から共通の部分の経費として歳入されるものでございます。それから、その下にございます老人医療費適正化推進費補助金相当負担金、これは国庫補助金でございますが、代表市であります岡山市が一度歳入し、その額を広域連合の方に負担金として納入していただくものでございます。250万円でございます。

2款諸収入、1項預金利子、1目預金利子として、1,000円。

それから2款諸収入、2項雑入、1目雑入として725万8,000円を計上させていただいております。これは準備委員会当時の決算剰余金、この決算剰余金の中には、1月31日までに事業が完了しなかったために繰り越した額600万円相当が含まれてございます。

7ページが歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費として報酬等15万5,000円計上させていただいております。

それから、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で2,389万1,000円。これは

連合長の報酬、以下職員の時間外手当、それから事務経費として消耗品等の経費でございます。それから、8ページになりますけれども、委託料として、3番目に臨時職員雇用委託料ということで、人材派遣会社から職員に来ていただいております。その委託料でございます。それから、使用料及び賃借料の39万6,000円ですが、そのうち主なものといたしましては、今事務室がございますが、もともとここの研修室でございます。その借上料が27万6,000円でございます。それから工事請負費といたしまして、平成20年からの広域連合と市町村を結ぶためのネットワークがございますが、そのための光ケーブルの接続工事費として68万8,000円。それから、公有財産購入費7万6,000円は、これは電話債券で、権利を購入したものでございます。それから、備品購入費1,028万円は、机、いす、ロッカー、パソコンなど平成19年度からの職員用として備品をそろえたものでございます。19節負担金補助及び交付金のうち負担金1,027万1,000円は、10人の市町村からの派遣職員への派遣元への負担金でございます1,005万1,000円。それから、施設改修工事費相当負担金、3階の大会議室を事務室に改修いたしておりましたが、その前払金の残額22万円でございます。

2款総務費、2項選挙費、1目連合長選挙費として12万8,000円。それから、2目連合議会議員選挙費として19万円を計上させていただきます。

それから、3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費として時間外手当等73万円を計上させていただきます。

それから、予備費50万円でございます。

以上で、歳入歳出合わせまして、同じく2,559万4,000円の暫定予算を計上させていただきました。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第14号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 9 議案第 15 号～議案第 31 号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 9、議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例」から議案第 31 号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」までの議案 17 件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第 15 号から議案第 31 号まで一括して御説明いたします。

議案第 15 号は、岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例です。この条例は、広域連合議会の定例会の回数を定めるため制定するものでございます。地方自治法第 102 条第 2 項の規定に基づきまして、定例会の回数を年 2 回と定めるものでございます。なお、附則の第 2 項でございますが、平成 19 年につきましては 1 回とさせていただいております。ちなみに年 2 回の開催時期については、1 月末ないしは 2 月と、あるいは 8 月初旬というものを想定いたしております。

議案第 16 号は、行政手続条例です。この条例は、行政手続法第 46 条の規定、地方公共団体の措置という項目でございますが、そういった趣旨に基づきまして処分あるいは行政指導、届出に関する手続に関し、通則として共通事項を定めるものでございます。

議案第 17 号は、情報公開条例です。この条例は、広域連合が保有する行政文書に対して請求する権利等を定めたもので、第 5 条で請求権を「何人も」と規定しております。以下、非開示情報を除き開示するという義務規定、あるいは開示決定、費用負担、救済手続と審査会の設置などを定めてございます。

議案第 18 号は、個人情報保護条例です。この条例は、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保、自己情報の開示請求などの手続、開示決定あるいは費用負担、救済手続などを定めてございます。

議案第 19 号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で、この条例は地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づきまして、人事行政の運営等の状況の公表に必要な事項を定めるものです。広域連合長は、12 月末までに掲示場等で公表することといたしております。

議案第 20 号は、職員の定年等に関する条例です。この条例及び議案第 25 号までは、広

域連合で採用する職員に関する人事事項を定めたものでございます。議案第 20 号の第 2 条及び第 3 条で、退職は 60 歳に達した日以降、最初の 3 月 31 日と規定しております。

議案第 21 号は、職員の再任用に関する条例でございます。この条例は、退職した職員を従前の勤務実績等を考慮して、1 年単位で 65 歳までの間、再任用できると規定してございます。

議案第 22 号は、職員の分限に関する条例です。この条例は、地方公務員法第 28 条第 3 項の規定に基づきまして、職員の意に反する降任、免職、休職の手續及び効果について定めてございます。

議案第 23 号は、職員の懲戒に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づきまして、職員の懲戒処分の手續及び効果について定めてございます。

議案第 24 号は、職員の育児休業等に関する条例です。この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、職員が育児休業をとる場合、あるいはとれない場合を定めてございます。

議案第 25 号は、職員の給与に関する条例です。この条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づきまして、臨時職員、非常勤職員を除いて採用する職員に対する給与の決定、手当等の支給に必要な事項について定めてございます。

議案第 26 号は、財政状況の公表に関する条例です。この条例は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、財政状況の公表に必要な事項を定めるものでございます。広域連合長は 6 月に予算の概況、12 月に予算の概況及び前年度の決算の概況を、掲示場で公表することといたします。

議案第 27 号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例です。議会の議決に付すべき契約としては、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事または製造の請負、それから、議会の議決に付すべき財産の取得または処分については、予定価格 2,000 万円以上、特に土地については 5,000 平方メートル以上に該当するものが対象となります。

議案第 28 号は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例で、普通財産の交換等ができる基準を定めてございます。

議案第 29 号は、財政調整基金に関する条例です。この条例は、年度間の財源を調整するため財政調整基金を設置するもので、第 2 条で積み立てるべき金額が生じたときは、歳入に編入しないで基金に積み立てると。で、その管理、運用、処分について定めてございます。

議案第 30 号は、長期継続契約に関する条例です。この条例は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づきまして、長期継続契約ができる契約を定めるもので、物品の借入契約、商慣習上複数年の契約期間とされているもの、施設管理に係る業務委託契約、その他、年間を通じて役務の提供を受けるものを 5 年以内で契約できると定めたものでございます。

議案第 31 号は、特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をする条例でございます。議案第 17 号の情報公開条例及び議案第 18 号の個人情報保護条例におきまして、情報公開・個人情報保護審査会を設置することに伴いまして、御承認いただきま

した議案第 11 号の特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例に当審査会委員を追加しようとするものでございます。

以上で、議案第 15 号から議案第 31 号までの提案理由説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 15 号から議案第 31 号までの議案 17 件については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 15 号から議案第 31 号までの議案 17 件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 15 号から議案第 31 号までの議案 17 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号から議案第 31 号までの議案 17 件については原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 32 号「平成 18 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（中村 勝行君）

次は、日程第 10、議案第 32 号「平成 18 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

平成 18 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。この一般会計は、先ほどの議案第 14 号の暫定予算を包括したものでございまして、3月 31 日までの一般会計予算とするものでございます。1 ページで、第 1 条第 1 項「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,604 万 4,000 円と定める」と、第 2 項「歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による」というところでございます。具体的には予算説明書、6 ページをお願いいたします。

先ほどの暫定予算のところ御説明いたしましたので、大きくは第 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目事務費負担金のところが 1,878 万 5,000 円に変わっております。

それから、歳出でございますが、議会費ということで、先ほどの金額よりも 35 万 6,000 円ふえまして 51 万 1,000 円となります。それから、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の中では、第 1 節報酬、副連合長の報酬が 1 万 2,000 円加わっております。それから 9 ページになりますが、2 款総務費、2 項選挙費、1 目選挙管理委員会、これが 6 万 2,000 円改増となっております。それから 10 ページになりますが、2 款総務費、3 項監査委員費、1 目監査委員費、この 2 万円も改増となっております。

以上で、総額、先ほどの暫定予算よりも 45 万円ふえまして、総額として 2,604 万 4,000 円と定めるものでございます。なお、11 ページに負担金明細書ということで、各市町村からの負担金の額を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 32 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 32 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 32 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 3 3 号「平成 1 9 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 11、議案第 33 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。第 1 条第 1 項「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 8,816 万 2,000 円と定める」、第 2 項「歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による」ということをごさいます。具体的には予算説明書で説明させていただきます。

9 ページをお開きいただけたらと思います。歳入でございます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目事務費負担金でございます。事務費負担金として、4 億 8,815 万 7,000 円を各市町村からの負担金としていただくということで、15 ページにその負担金の額を、各市町村ごとの負担金の明細をつけさせていただいております。

それから、2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、これは 1,000 円を形式上計上させていただいております。国庫補助金につきましては、平成 19 年度、国の予算で予算化はされているのですが、その用途、それから補助基準、限度額、このことにつきまして、まだ内容が明確でございませぬ。それで、この当初予算を編成いたしますとき、あるいは現在でもですが、なかなか内容が見えてこないということで、項目をとらせていただいております。

それから、3 款財産収入、1 項財産運用収入、利子及び配当金は、先ほど御議決いただきました財政調整基金の利子を計上させていただいております。

それから、繰越金として決算剰余金を考えてございます。1,000 円計上させていただいております。

10 ページですが、諸収入で預金利子 1,000 円。それから、雑入としても 1,000 円の枠組みをつけさせていただいております。

11 ページ、歳出でございます。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費ということで、議会の開催に必要な経費として 138 万 3,000 円を計上させていただいております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、広域連合長の報酬あるいは職員の時間外手当等で、1 億 6,174 万 7,000 円を計上させていただいております。それで、使用料及び賃借料が 230 万 1,000 円ということですが、電算機器借上料というのが 135 万 5,000 円でございます。これは、事務的な広域連合事務局の財務会計のシステムのための電算機器を借り上げるものでございます。その下の事務機器借上料 45 万 3,000 円につきまして

は、印刷機とか裁断機とかいったものをリースで借り受ける予定でございます。それから、負担金補助及び交付金 1 億 5,368 万 9,000 円。これは 22 人の職員派遣の負担金、派遣元にお支払いする額でございますが、1 億 4,540 万 3,000 円を計上させていただいております。それから、施設負担金といたしまして、改装になりまして事務所を使わせていただくのですが、その光熱費等、いわゆる共益費として 826 万円を計上させていただいております。

それから、2 目情報管理費で 3 億 483 万 9,000 円。うち 13 節の委託料ですが、電算委託料といたしまして 2,319 万 7,000 円。これはシステム、今度、広域連合と各市町村を結びますけれども、そういったシステムの機器の保守料が主でございます。2,047 万 5,000 円でございます。それから、次の業務委託料 1 億 8,569 万 3,000 円。これは同じくそのシステム機器につきまして、それを設計し、構築し、現場に設置するという作業がございますが、その委託に 1 億 1,828 万 3,000 円ということがございます。それからあと、そのシステムを稼動するために各市町村が持っておりますいわゆる外字というものについて、これを各市町村ばらばらではシステムがうまく作動しませんので、この字とこの字は一緒だよという各市町村ごとのコードを同定する作業、これを 3,300 万円ほど予定させていただいております。それから、稼動しますこのシステムの運用支援という形で、業者の方にお願ひするというので 3,000 万円ほど予定させていただいております。合わせて 1 億 8,569 万 3,000 円でございます。それから、14 節使用料及び賃借料で、電算機器借上料 9,496 万 7,000 円ということで、これは広域連合に置きますサーバーと、それから各市町村に置きます端末機とサーバー 27 台、27 市町村分になりますが、このリース料でございます。ただ、6 月ぐらいに設置いたす予定でございますので、10 カ月分を計上させていただいております。

それから 13 ページでございますが、選挙費の関係でございます。選挙管理委員会費 4 万 1,000 円、連合議会議員選挙費 8 万 1,000 円、計 12 万 2,000 円を計上させていただいております。

それから監査委員費といたしましては、16 万 6,000 円でございます。

それから、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目老人福祉費といたしまして 990 万 5,000 円。これは職員の時間外手当と、需用費の中で消耗品 650 万円というのがございます。これは、この制度を住民の方に知っていただくということのために広報パンフを 15 万部ほど用意させていただこうということで、第 1 回目の分でございます。そのための経費でございます。

なお、平成 20 年 4 月から本格稼動いたしますためには、それまでに被保険者証、いわゆる個人の方に保険証をお渡しするという行為がございますので、そのための経費は、現在のこの当初予算では計上させていただいておりません。被保険者証をどういう形で作製するのか、端的に言いますと、カードにするのか、もう少し大きい形のものにするのか、それから、どういった方法で渡すのかといったところが、これがまだ市町村と広域連合の間で協議を進めてございます。それで、それがある程度方向が定まりましたところで、平成 20 年 4 月に向けての実際に稼動するための経費については、また次の議会で予算の審議をお願いすることになるかと思っております。ただ、当初予算といたしましては、総額として 4 億 8,816 万 2,000 円をお願いするものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 33 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 33 号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議席番号 1 番、田辺昭夫です。

議案第 33 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

この新しい制度が始まりますと、後期高齢者 75 歳以上の方については、現在加入されている国保や健保を脱退をして、そして後期高齢者だけの独立の保険になるわけでありませぬ。現行制度との大きな違いについては、家族に扶養されている人を含めて、すべての後期高齢者が保険料の負担が求められるということで、大多数の方が年金から天引きをされるということになります。また、保険料については、大体平均で月 6,200 円程度と言われているわけです。また、後期高齢者医療制度になっても、窓口負担については原則 1 割ということで変わらないわけでありませぬけれども、後期高齢者とそれ以下の世代で病院や診療所に支払われる診療報酬については別建てをするという点も検討されている、格差をつけるということも検討されているようであります。

このように、この新しい制度、制度としては非常に大きな変更でありませぬ、相当な混乱なり意見なり、さまざまな問題が出てくるのではないかと思うわけですね。

そこで、平成 19 年度の予算では、こうした制度の周知についてどのようにされているのか。先ほどの御説明で、650 万円でパンフレット等を発行するという点でありませぬけれども、それだけで十分とお考えになっておられるのかという点であります。

制度の周知のための資料、これのパンフレットについては広域連合で準備するという点でありませぬけれども、市町村が独自に準備するというようなことも指導されるのかどうかということも含めて、広報の問題、制度の周知についてどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、住民からの意見聴取についてです。

後期高齢者医療制度については、広く住民の皆様から意見を聴取すべきだと考えます。

今、国では、社会保障審議会の医療保険部会でさまざまな審議がされているとお聞きをいたしております。3 月 1 日に開かれた第 25 回の審議会の議事録も読ませていただきましたけれども、医療 6 団体からさまざまな意見書が出ておρισして、例えば医師会などは、

この制度については非常に問題があるということで、さまざまな意見を出されております。例えば、財政主導医療費適正化の視点が強い、地域間格差、個人の格差に配慮が欠けているという問題、後期高齢者の心身の特性への配慮が不足しているなどなど、さまざまな意見が出されているわけです。

そういう問題を、今、国としては、パブリックコメントをしたり、さまざまな関係団体からの意見を聞こうということもやられているようですけれども、広域連合としてそうした住民の皆さん、また市町村の意見をどのように聴取をして反映をさせていこうと平成 19 年度で考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいまの田辺議員の御質問に御答弁させていただきます。

先ほど予算書の中で、リーフレット購入費として 630 万円計上させていただいているということでございますが、とりあえず、今の当初予算に計上させていただいておりますものは、老人会等団体を中心として回覧等に供して周知をするものです。本来ですと、その対象者 1 人 1 人に周知のためのパンフレット等をお渡しするのが適正かとは思いますが、まだシステムが稼動しておりませんので対象者を特定できません。少なくとも 8 月以降にならないと市町村からのデータが来ないということになりますので、そこで暫定的にですが、そういった組織を通じての配布等を考えてございます。

それからあと、先ほど申しましたが、平成 20 年 4 月からの本格稼動に際しまして、被保険者証を送付しなければなりません。そのときには、個人個人あてに、また別途小冊子等をお送りする予定にしております。

住民への制度周知のほかの方法でございまして、実は岡山県が発行しております「晴れの国おかやま」6 月号に記事の掲載をお願いするというところでございまして、これは作製いたします部数が 72 万部で、うち新聞折り込みが 69 万 6,000 部ということで、非常に広範囲にわたって普及していただけるものと思います。広域連合としての経費の発生はございません。それから、各市町村への広報誌への記事の掲載、各市町村の広報誌へパンフレットとして折り込むことができるかどうか、この辺につきましては、広域連合と市町村の職員とで構成しております部会におきまして、その手段、方向等を検討をしているところでございます。また、インターネットといいますか、ホームページを広域連合として作成しております。立ち上げてございます。そこにも何らかの最新の情報を掲示していきたいと考えております。

それから、市町村が独自にパンフレットとか、そういった広報手段を準備するのかということでございまして、基本的には、広域連合でできるものについては、パンフレットとかチラシとか、共通事項については広域連合でも用意させていただきたいと思っておりますけれども、この医療制度そのものを、つまり後期高齢者医療以外の国保であるとか社会保険であるとか、そういった医療制度そのものも一緒に、市町村で解説のためのパンフレットをつくりたいということになりますと、なかなかそこまで広域連合で面倒を見切れませんので、市町村でお願いすると。もちろん、市町村がつくる広報誌につきましては、市

町村で御負担をお願いするということになると思います。

それから、住民からの意見聴取につきまして、例えばパブリックコメントなんかをするのかどうかということですが、平成 19 年度当初予算におきましては、パブリックコメント等の予算を予定はしておりません。広域連合といいますか、後期高齢者医療制度の確保法に基づき、あるいはそれに基づいた政令とか省令とか、国からの指導に基づきまして、広域連合としても枠組みをつくっていき、基準に沿った形で物事を進めていくという必要がございますので、当面の間、パブリックコメント等を行う用意はございませんが、必要が生じた場合には、そういった何らかの方法も考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）

再質問というか、確認なんですけれども、制度周知のための広報については、今 630 万円ですか、パンフレット等の予算を計上しているけれども、一応暫定的ということで、今後必要があれば、それについては今後の議会の中でまた考えていくと、予算計上もされるというふうに理解をしたわけですが、その点でよろしいでしょうか。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

ただいまの当初予算に載っております額につきましては、暫定的な額とお考えいただければと思います。ただ、先ほど申しましたように、本確実施になりますと、もっと周知のための経費等が必要になってくるかと思っております。そのときには、また予算の審議をお願いすることになると思います。

○議長（中村 勝行君）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 33 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 34 号「岡山県後期高齢者医療広域連合 広域計画の策定について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 12、議案第 34 号「岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第 34 号の岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について御説明いたします。広域連合につきましては、広域計画を地方自治法第 291 条の 7 で、広域連合が設けられた後、速やかに議会の議決を経て広域計画を作成すると定められております。また、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条で、広域計画の記載事項につきましては、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する事、それから広域計画の期間及び改定に関する事を規定してございます。

では、内容について御説明させていただきます。1 番の広域計画の趣旨でございますが、広域計画の自治法上の趣旨といたしまして、広域事務を総合的かつ計画的に行うということでございまして、広域連合と、それからそれを構成する関係市町村が相互に役割分担を行いながら処理をする、連絡調整を図りながら処理をするということについて、この広域計画で定めてございます。

広域計画の項目といたしましては、2 番目でございますが、先ほど申しました後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事と広域計画の期間及び改定に関する事でございます。

広域連合及び関係市町村が行う事務でございますけれども、平成 18 年度、平成 19 年度、本格実施する前の段階ですが、この本格実施することの円滑な実施に向けまして必要な準備作業を行ってまいります。平成 20 年度以降になりますと、被保険者の資格管理ということで、各市町村が持っておりますデータをもとにいたしまして、被保険者資格の取得、喪失、異動の届け出、こういったことの受付を関係市町村においてしていただき、広域連合の方へ送っていただく。それから、広域連合はそういったデータをもとに被保険者台帳に基づきまして、被保険者資格情報を管理する。また、こういった情報は関係市町村においても共有する、そして事務の適正化を図る。

それから、2 番目の医療給付に関する事でございますが、高額療養費あるいは療養費等の給付申請等の受付事務、これは関係市町村において処理いたしまして、広域連合へ送付していただく。広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理し、レセプトの点検及び保管は広域連合で行います。

3 番目は、保険料の賦課及び徴収に関する事で、保険料の賦課は、情報等を活用して広域連合が行います。保険料の徴収及び滞納整理は、関係市町村が行うことになります。

それから、その他でございますが、後期高齢者医療制度に関する住民からの苦情、相談

の対応は、広域連合と関係市町村が連携して行うと定めてございます。

4番目の広域計画の期間ですが、この広域計画の期間は平成22年度までの5年間。ただし、必要と認めた場合は随時改定もあり得るということでございます。

あと、参考資料といたしまして、広域連合設立の経緯あるいは広域連合規約、あるいは後期高齢者人口の推計を添付しております。

以上で、提案理由説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第34号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第34号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第34号「岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」質疑を行います。

この計画については、先ほど御説明があったように、広域事務を総合的、計画的に行うために広域連合と組織する市町村が相互に役割分担を行って連絡調整を図りながら処理をすると、その事務について、事項について定めているわけであります。その中で、3項の広域連合及び関係市町村が行う事務、平成18年度、平成19年度については、平成20年度からの円滑な実施に向けて必要な準備作業を行うということになっておりますが、具体的にはどのような準備作業を広域連合と関係市町村がどういう分担で行おうとしているのか、お示しをいただきたいと思っております。

もう一つは、同じく3の（4）で「後期高齢者制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、関係市町村と広域連合が緊密に連携して行う。」と書いておりますけれども、具体的にどのように行うのかお聞かせをいただきたいと思っております。

御案内のように、介護保険に関しては、さまざまな苦情、相談については処理の機関が分かれています。例えば、介護保険の介護認定にかかわる処分についての苦情、相談については県の県民局の介護保険審査会、また保険証や給付、保険料に関する処分については県庁の介護保険審査会、また保険料の減免に関する処分についての苦情などについては各市町村に、また介護サービスに関する苦情、相談については県の国保連合会、また事業者の指定基準の違反があれば県民局に苦情、相談を行うというシステムができていますが、そういったことも含めて、この苦情処理について、苦情、相談についてどうふう連携をしながら、また分担をしながら処理をされようとしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、この広域計画の策定に当たっては、先ほどの議案第 33 号とも関連いたしますが、パブリックコメント等の実施をするお考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいまの田辺議員さんの御質問にお答えいたします。

広域連合と関係市町村が行う事務の中で、平成 18 年度、平成 19 年度の準備作業ということで、広域連合と関係市町村はどう分担するのかということですが、まずこの制度を実質的に運用していくためには、市町村と広域連合を回線で接続して電算処理システムで行う必要がございます。この平成 19 年度におきまして電算処理システムを構築し、いろいろな住基情報あるいは税情報等を送受信するということが大前提となります。市町村サイドでは市町村のシステムの改良、広域連合では広域連合としてのいわゆるデータを管理し、処理し、保管するというシステムが稼動する準備を、試験運用を行いながら準備していく必要がございます。

こういった大もとのシステムのことにつきましてもそうでございますが、先ほどの御答弁の中で申し上げましたが、市町村と広域連合の職員で部会を設けましてそれぞれやっております。例えば被保険者証の作製について、あるいは引き渡し業務について、あるいは各市町村の普通徴収にかかわる時期とかいったものにつきましても、市町村では市町村サイドでの意思統一、それから広域連合は広域連合として、それをどうつないでいくかというようなところの検討を進めていくということで、こういった意味で準備段階という形でございます。

それから相談、苦情の対応でございますけれども、電話、あるいは来庁されて苦情、問い合わせ、相談等があると考えられます。ただ、対象となる住民の方、高齢者の方でございますので、十分な説明が必要であろうかと考えております。市町村には、基本的にはいろいろなことの窓口になっていただきます。ただ、その窓口で言うことと、広域連合に話しに来たときに答えが違わないかというようなことのないように、ある程度の想定質問等のマニュアル等の整備も考えていきたいと考えております。

どちらにいたしましても、広域連合と関係市町村との連携というものは欠くことはできませんので、いろいろな段階で研修会あるいは部会等の開催ということで、情報の共有、意見の交換等を進めてまいりたいと考えております。

なお、制度的な不服について、先ほど県庁の介護保険の例をおっしゃられましたけれども、後期高齢者医療関係については明確になっておりませんので、その窓口についてはちょっとお答えしかねます。

それから、広域計画へのパブリックコメントのお話でございますが、基本的にこの広域計画というのが地方自治法に基づきましてつくりなさいよと、それから規約におきまして、それぞれ各市町村の議決をいただいて、この広域連合が成立いたしております。したがって、このたびの作成の広域計画につきましては、医療確保法に規定されております関係の、広域連合と関係市町村の行う事務ということで、これは政令等も関連してくるわけ

でございますが、そういった内容をこの広域計画の中に盛り込まさせていただきになりますので、パブリックコメントを行うということは考えてございません。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）

再質問ですが、苦情と相談の対応の問題について再度お尋ねをいたします。

先ほど私が申し上げた苦情、相談とは、一般的な苦情、相談だけではなくて、いわゆる審査請求、不服審査があった場合にどうするかという問題で、まだそれについては検討されていないということのようではございますけれども、例えば介護保険でいうと、保険料が天引きをされるということに対して不服申請が県の介護保険審査会に出されているということもお聞きをしておりますし、本来そういう不服があった場合には、県がかんでいけば県の審査会があってできるわけではございますけれども、この場合は県が全くかんでいないということになると、広域連合が保険料の賦課をする、賦課をするところに不服申請をするというのは、これはおかしいことになるわけで、そうすると広域連合の上といたしたら、これは多分厚生労働省になってしまうのではないかとということになると、新たな不服申請を審査をするような機関というものをつくらないと制度上おかしくなるのではないかと思うわけですが、そこら辺は、今後、これは全体の制度ともかかわる問題で、岡山県だけということではないかもしれませんが、そういう制度をつくっておかないとどこにも不服申請ができないということになりかねないので、これは全体の協議の中でまた、ぜひ検討すべき課題ではないかと思っておりますので、これは御答弁要りませんが、検討をしていただきたいというふうに。

ありましたらどうぞ言ってください。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

済みません。審査請求という形で、実は医療確保法の第 128 条に、後期高齢者医療給付に関する処分または保険料その他この章の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができるという規定がございます。それで、第 129 条で、後期高齢者医療審査会は各都道府県に置くというふうに規定されております。

ただ、この医療審査会は、まだ実態上は県に置かれていませんので、実務上のことはわかりかねます。

以上でございます。

○議長（中村 勝行君）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 34 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 35 号「岡山市町村総合事務組合への加入について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 13、議案第 35 号「岡山市町村総合事務組合への加入について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第 35 号について御説明いたします。自治法の第 286 条第 1 項の規定によりまして、平成 19 年 7 月 1 日から議会の議員その他非常勤職員に係る公務上の災害または通勤に対する補償に関する事務等を共同処理するため、岡山市町村総合事務組合へ加入するものでございます。

加入することによって共同処理していただくものは、議会の議員その他非常勤職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務、それから、広域連合職員採用の退職手当に関する事務、それから、広域連合採用職員の医療補助金の給付、生活資金の貸し付け、結婚祝い金の給付、成人祝い金の給付等の福利厚生増進に関する事務であります。退職手当と、福利厚生に関する事務は、実際にプロパー職員を採用してからの課題になりますけれども、一括してこのときに総合事務組合へ加入するというものでございます。

これは、地方自治法の第 286 条第 1 項によりまして、一部事務組合がそういった組織の数をふやす場合は関係地方公共団体の協議により規約の改正が必要ということで、このために議会の議決をいただくというものでございます。

以上で、提案理由説明を終わります。よろしくをお願いいたします。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 35 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願

いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 35 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 35 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 36 号「岡山県後期高齢者医療広域連合 監査委員の選任について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 14、議案第 36 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（竹内 洋二君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 36 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」御説明申し上げます。広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条第 1 項におきまして、2 人と定められており、同条第 2 項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちから、それぞれ一人を広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任するとされております。この規定に基づきまして、識見を有する者から岡山市代表監査委員の広瀬慶隆氏を、広域連合議員から道上正寿氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。

広瀬氏は、人格高潔にして、行政経験豊富で識見を有する方でありまして、道上氏も人格高潔で、広域連合の監査委員として適任と存じますので、選任の御同意をいただきます

ようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 36 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 36 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 36 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 15 岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 委員及び同補充員選挙

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 15、「岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしま

した。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員会委員には、岡山市中島 123 の 16、井本昌弘氏、岡山市番町 2 の 9 の 24、中原聡子氏、倉敷市呼松 2 の 10 の 11、石原昌子氏、津山市綾部 2059 の 1、高山幸之輔氏の 4 名を指名し、同補充員には、第 1 順位に岡山市榎東町 2 の 8 の 1 の 2、中村有作氏、第 2 順位に玉野市上山坂 151 の 5、井上洋治氏、第 3 順位に笠岡市関戸 1045、森田仁一郎氏、第 4 順位に真庭市種 62、本森正氏の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方々を当選人として決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 19 年 3 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午後 3 時 58 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、
本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成19年6月6日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 西山宣治

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中村勝行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 田辺昭夫

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 山本健三